

## 行政機関等が保有するパーソナルデータに関する研究会（第6回） 議事要旨

日 時：平成26年10月16日（木）10時00分～12時00分

場 所：総務省第3特別会議室

出席者：藤原座長、大谷構成員、佐藤構成員、宍戸構成員、庄司構成員、松村構成員

内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室 犬童参事官

総務省行政管理局 上村局長、讃岐官房審議官、大槻管理官、坂本情報公開・個人情報保護推進室長

議 事：

- 1 開 会
- 2 議 題
  - ・ 論点の整理について
- 3 閉 会

< 配付資料 >

- 資料1 行政機関等が保有するパーソナルデータの利活用について  
－ “個人特定性低減データ” の導入とその場合の範囲、利用目的、規律、法的位置付け等－
- 資料2 行政機関等が保有するパーソナルデータに関する研究会に関する意見（大谷構成員提出資料）
- 資料3 論点の整理
- 資料4－1 検討の論点
- 資料4－2 「検討の論点」に沿った議論の整理

(藤原座長) ただいまから「第6回行政機関等が保有するパーソナルデータに関する研究会」を開催いたします。ご多忙のところご出席いただき、誠にありがとうございます。

それでは、本日の配布資料の確認を事務局よりお願いいたします。

(事務局) 前は論点の整理についてご議論をいただきました。本日はそれを踏まえて更に検討いただく必要がある点につきまして、資料1から3にまとめております。

資料1は、特に利活用に関して、“個人特定性低減データ”を導入した場合の様々な課題についてまとめております。資料1に別紙1から4まで付いておりますが、まず資料1とあるものが課題を整理した紙でございます。その下にございます別紙1は、利活用可能な範囲や目的について整理したもの、別紙2は目的について更に詳細に記載したもの、別紙3は、前回松村構成員からご指摘がありました法律上の位置付けについて整理をしたもの、別紙4は、独立行政法人等の扱いについての資料となっております。

それから、資料2と資料3が論点の整理についての資料でございます。資料2が大谷構成員からご提出いただいている資料でございます。資料3は前回の論点の整理とほぼ同じものでございます。資料4-1と4-2は議論の整理でございます。過不足等ございませんでしょうか。

(藤原座長) それでは議事に移りたいと思います。本日は前回に引き続き論点の整理について議論を進めていきたいと思っております。初めに、事務局から資料について説明があるようですのでお願いいたします。

(讃岐官房審議官) それでは資料に沿ってご説明をしたいと思います。

まず資料1でございます。行政機関等が保有するパーソナルデータの利活用について、個々の論点を深めるような形で論点を整理させていただきます。個人特定性低減データ導入とその場合の範囲、利用目的、規律、法的位置付け等、この順に沿ってご説明させていただきます。

最初に書いてございますとおり、個人特定性低減データというのは、IT本部でまとめた大綱で提言されている、民間部門を対象に主にまとめられたものでございますけれども、ここで言われていることは、個人データを加工し、個人が特定される可能性を低減したデータであって、第三者提供に当たり本人同意を要しない類型として、更に事業者が負うべき義務、再特定禁止等の義務を法的に措置する方向で、今、具体的な検討が行われている段階のものでございます。これを前提に行政機関においてどう考えるかということ整理してございます。

まず、一番左に、行政機関等が保有する個人情報への“個人特定性低減データ”の導入についてでございます。行政機関等が保有する個人情報の特質、これまで様々説明いたしました特質を踏まえた上で、その利活用のメリット、効果を勘案し、個人の権利利益の保護が図られるよう必要な規律等を設けることを前提といたしまして、この“個人特定性低減データ”の仕組みを導入するという方向で考えてよいかでございます。

次に、“個人特定性低減データ”の提供を可能とする範囲、提供先における利用目的につ

いてどう考えるのかですけれども、別紙1と2に整理をしてございます。

それでは資料1の別紙1をご覧ください。左側に書いてございますのが、行政機関等が保有する個人情報の分類（試案）で、前回ご説明いたしました膨大な個人情報ファイルをまとめてみると、あくまでも試案でございますけれども、類型的にはこのようになり得るのではないかとということでございます。

①といたしまして、法令等に基づく申請、届出、許認可、定期報告等に基づき提出された、恐らくは個人の方、あるいは事業者の方が提出した、という個人情報に係るものが個人情報ファイルにまとめられているものということでございます。

具体的には括弧の中に書いてございますとおり、各種の許認可や規制や、給付などについての申請、届出、定期報告の類。また、課税についての様々なデータについて、個人が、あるいは事業者が申請を行い、そのような処分や報告に関連するもの。法令に基づく義務的な提供で、権力性のあるものでございます。

②といたしまして、法令に基づく調査や法令違反に関する個人情報で、類型といたしましては、申請というよりも行政側による能動的な、この意味で権力的なということが含まれているということだと思いますが、収集情報ということですから、そういう意味で個人が当該情報のファイルを一義的には知っているとは限らない、むしろ知り得ないことがあるものでございます。

次のページに、箱の中に書いてございますけれども、国の安全、外交上の秘密、その他の国の重大な利益に関する個人情報ファイルや、犯罪の捜査、租税に関する犯則事件の調査、あるいは公訴の提起、裁判上のものなどにつきましては、行政事務執行上の理由がございますので、個人情報ファイル簿自体も非公開となっております。

③といたしまして、行政機関や独法等がサービスの提供主体や契約の一方当事者となっているなどの場合の個人情報ファイルで、権力性がない、あるいは薄く、民一民の関係と同等の立場で保有していると考えてもよいであろうという情報でございます。

④といたしまして、その他、かなり膨大なものがございますけれども、各種の名簿と名前の付いているもの、あるいは相談対応者ファイルでいろいろな相談を申し述べてくる方についてのファイル、更に（iii）として、施設利用者や入館者等に係る個人情報ファイル等々様々なものが保有されております。

（注）にございますけれども、1年以内に消去されることとなる、テンポラリーなものや本人の数が1000人未満の小規模なものは、個人情報ファイル簿の作成と公表義務はないということで、散在情報として保有されている。こういうものが全体像でございます。

こういう状況を踏まえてどう考えるのかが右側でございます。最初に書いてございまして、これらの個人情報については、その特質、多様性を考えると全てを一律に扱うことは困難ではないか。“個人特定性低減データ”の仕組みを導入し、利活用を図る対象とするかどうかの判断要素、基準について、以下のように整理できるか、それがまた適切かということでございます。

1つ目の丸ですけれども、以下の性質を有する個人情報、“個人特定性低減データ”の導入は困難ではないか。このような特質な1つ目として機微性が高いという性質を有するもの。収集のプロセス、権力的に収集するという意味からきまず機微性の高いものも当然あり得るということで、これは機微情報として大綱で整理されているような人種、信条や犯歴等々基本的人権に係るものが中心となっておりますけれども、必ずしもそれだけに限定されずに、本人にとっての機微性の高いもの、所得の内訳とか、事業の内容等は、権力的に収集されているわけですが、仮に個人が第三者に特定されると、個人の権利利益が大きく侵害される可能性が多く含まれるものでございます。

または、もう1つの特質として、適切な行政執行の確保の基礎としての重要性・必要性が高いという性質を有するもの。こういうものが“個人特定性低減データ”として提供されることになると、いわば行政執行上の“手の内情報”が明らかとなり、行政執行の効果を減衰するという、本末転倒になるということでございます。さらに②といたしまして、このようなデータが提供されることを前提にしますと、提供する国民や事業者の側が不安を持って、調査への協力の消極化や、適切な執行に影響を及ぼし得る、こういうものを含むものでございます。

両者の性質を有する個人情報も多いと考えられますけれども、左との対応関係で言いますと、点線と矢印で括っております、必ずしも左の類型と右の類型が1対1に対応するわけではないと思いますけれども、①や②というのは、多くは右側で述べた特質を持つものが多いのではないかと考えられるというところでございます。

次に、2ページ目でございますけれども、右側の欄の2つ目の丸ですけれども、民一民の関係と同等の立場で保有する個人情報や、移動・行動に係る履歴情報や、個々に何らかの形で公表されている情報を集積した名簿のようなものについて、一方で大綱において民間部門における“個人特定性低減データ”の導入が検討されている情報との一定の整合性や、行政機関の保有する個人情報の有効な活用の観点から、以下のように考えることが適切かということでございます。

やはりこちらでも機微性があると思いますが、民間部門の検討の動向も踏まえつつ、“個人特定性低減データ”を導入する対象とする。全てというわけではないのですけれども、対象として考えた上で、ただし具体的な“個人特定性低減データ化”の可否については、それぞれニーズを踏まえ、個人の権利利益の保護の観点も踏まえ、保有主体たる各行政機関の長が判断する、このような方法が適当であろうかということでございます。

ところで、その際でございますけれども、行政機関等が保有する個人情報を“個人特定性低減データ”として提供する場合の提供の目的についてどう考えるのかということで、Aが公益目的に限定すべきか、Bが目的を限定せず商業的利用まで認めることとすべきか、ということでございます。これについては次の資料1の別紙2で整理をしてございます。

行政機関等が保有する個人情報の利活用、“個人特定性低減データ”の仕組みを導入する場合、提供先での利活用目的についてどう考えるのかでございます。

Aといたしまして、利活用の目的を「公益目的」に限定する。「商業目的」（専ら営利活動を目的とした利活用）は認めない制度とする。この考え方をとる場合の理由としては、以下のように整理されるだろうということです。

行政機関等における個人情報、所掌事務等の遂行という本来目的のために保有されている。これを加工して特定性を低減したとしても、別途の目的で第三者に提供するということでありまして、これはいわば特例的なものであろう。民間企業のように一定の情報を対価を得て売るということは、収益を予定していない行政には予定されていないことであろう。提供に当たって、個人の特定は完全には排除されない、技術的な問題が必ずつきまとうというリスクがある以上、提供する場合には社会における公益の増進、よりよい社会、コミュニティの実現という形で国民に還元される積極的な便益があることが必要だろう。営利活動の利益は、本来的には社会への還元まで想定されないものではないかと整理されるのではないかと。

それについてメリット、デメリットを簡単に整理すると、仮に導入する場合でも国民的な理解を得やすいのはこのような考え方であろう。

ところで、営利活動であっても、広い意味では、社会の利益の還元が行われるのではないかと。IT本部でも度々議論になっていたかと思えますけれども、ビッグデータを活用しますと、医療データに関して言えば、例えば新薬や治療法の開発などに結びつき得る。これは社会の発展に貢献するものであろう。このように考え方を制限的な公益目的に限ると幅広い効果が望めないということにならないか。この検討の大本になった、6月にまとめられた成長戦略では、ニュービジネスの創出等の契機とするという考え方がありますけれども、その考え方には沿わないのではないかと。ただし成長戦略に行政機関の個人情報を活用すると文言として整理をされているというわけではありませんけれども、方向性として沿わない方向になりかねないかという懸念があるかと。

Bといたしまして、今度は逆ですけれども、利活用の目的を制度的に限定せず、商業活動にも認め得る制度とする。このような考え方を取る理由は以下のように説明されるのではないかと。

ビッグデータの利活用は社会的、経済的に今後大きな効果が認められるだろう。一定の条件の下で、様々な規律を課した上で識別性や特定性を低減したデータの活用の幅に、過大な制限を加えるのは活用の効果を減殺するのではないかと。営利活動であっても、先ほど申し上げたとおり、その効果を通じて社会の貢献、広い意味での利益の還元を行える場合がある。民間で認められる様々なデータが流通したとして、行政機関において同じようなデータがとれないとなると欠落が生じるなどの問題も起こり得るのではないかと。

メリット、デメリット等は先ほどとは逆でございますけれども、成長戦略の方向には叶うことではありますけれども、一方で、現段階では必ずしも具体的なニーズが明らかでなく、各方面の理解が本当に得られるのであろうかと。

Cはいわば折衷案で、両者のよいところを足し合わせるとこういうことかということ

す。社会一般にも具体的利益が還元されるという期待が明らかに想定されるような場合は、広い意味で公益性があると考えて、このような公益的目的での利活用をも認め得る制度とすることを考えることはどうか。

このような論点かということ整理をさせていただきました。

それでは資料1の別紙1にお戻りいただきまして、付随的な論点といたしまして、3ページの1つ目の丸のところですけれども、利活用の対象となる個人情報の分野、医療などの議論がなされているところではありますけれども、分野として絞るのはどうか、難しいということにならないか。利活用のニーズやメリット、個人の権利利益の保護等を踏まえて、保有主体たる各行政機関の長等の判断によって決められて、適当なところが活用される、こういうことで考えてよいかどうか。

以上につきましては、個人情報の性格を踏まえた整理でございますけれども、更にこれに加えて、加工における低減性をより厳格にする、あるいは規律なども含めて厳格にするなどによって活用のあり方に程度の差を加えるというようなことはあり得るのか。他方で、技術的な問題での低減度について、“納得度”や“安心感”という面からどう考えるのかということ整理をさせていただきました。

以上が、資料1の2つ目の箱の範囲、提供先における利用目的についてどう考えるのかについての論点でございます。

次に資料1の箱の3つ目でございますけれども、提供先と提供元である行政機関との関係、提供のプロセスについてどう考えるか。

1つ目の丸でございますけれども、法律などに位置付けますと、そのときの位置付け方として、行政機関が低減したデータを提供することができるという、行政機関の側に裁量性のある位置付けとするか、あるいは請求というものを前提に、一定の場合に行政機関は提供しなければならないという請求権的な位置付けとするか。これは後ほど法制的な位置付け、保護法なのか公開法なのかということにも関連しますので、その資料に論点を整理してございますので、後ほど改めてご説明をいたします。

2つ目の丸といたしまして、行政機関等が“個人特定性低減データ”を提供する場合、マルチステークホルダープロセスについてどう考えるのかということですが。

先ほどの民間部門における検討は、大綱において、利害関係者がどのような提言を行い、どのようなデータを提供するかについて合意をするプロセスとして、マルチステークホルダープロセスというものを考え、それを導入していこうということでもありますけれども、行政機関としては、事務遂行上のデータを保有していることから、このようなプロセスを導入することはどうか。一般的には困難と考えられるかと思っておりますけれども、医療、福祉、教育等、特定分野についてどうか。

民間部門でマルチステークホルダープロセスの定義等がまだIT本部の検討で必ずしも明らかになっていない段階ですので、余り議論を深めることは今の段階ではできないかと思っておりますけれども、整理して検討する必要はあるかということでございます。

次に2ページにまいります。まず、提供や提供先における様々な流通ルールの在り方についてですけれども、1つ目の箱が、提供の際の本人の同意ということでございます。大綱において、“個人特定性低減データ”の提供は本人の同意によらない類型とすると書かれてございます。行政機関の場合においても同様に考えてよいか。これと異なるということであれば、合理的な理由が説明できるかということということでございます。

2つ目の丸ですけれども、保護法において、一定の場合には目的外提供として、本人の同意なく第三者に提供が認められている。後ほど改めてご説明いたしますけれども、そういう仕組みもございまして、一定の規律の下で提供される“個人特定性低減データ”も同様の位置付けで考えることができるか。

一方、仮に本人同意という手段を取り得るのであれば、これを可能とする規律を課すこともあり得るかと思っておりますけれども、その前にどのようなやり方が想定されるのか、それは実効あるものだろうか、実効あるものとするにはどうしたらいいのかという問題意識で考えると、括弧書きで書いてございまして、既に膨大な個人情報蓄積されておりますけれども、改めて本人の同意を取ることが現実的な面から見てどうなのか。

2つ目のポツですけれども、一定の個人情報について低減データに加工することがあり得る旨を取得の際に本人に示す、公示するなどの方法は考え得るけれども、本人の同意に代替し得るか。その場合オプトアウトなどをどう考えるかという問題もあり得るだろうと思っております。実効ある方法となり得るにはどうしたらいいのかというのはある意味仮説的な設問でございます。

2ページの2つ目の箱で、提供先における様々な規律として、1つ目の括弧に再特定の禁止とございます。IT本部の大綱において、民間部門においては再特定の禁止が書かれているということでございますが、理由といたしまして、他のデータと照合することによる特定の可能性について、提供先でどのような個人データと照合できるか予見することは難しいこととございますので、したがって個人の権利利益の保護の観点から再特定禁止の規律を課すことを法的に位置付けようということが書いてございます。行政機関等においても同様の規律を課すことが適当ではないかということ整理しました。

二次流通のところでございますが、提供先で更に流通が図られることについてどう考えるのか。基本法でどう考えるかについて、大綱においては明示的に書かれていないので、今後の基本法の具体的な検討の中でどう整理されるかを踏まえて検討していくかということでございます。

次に、提供した場合の提供先を把握しておく、必要な管理を行うために把握しておくことと、提供したことについての情報の公開についてどう考えるか。

実効ある必要な管理、個人の権利利益の保護を図るためにどうしたらいいのかという一環でございますけれども、IT本部では技術検討ワーキンググループにおいて、受領者が誰であるかを把握していることは必須であろうとされています。更に営業秘密等事業者の権利利益を害しない範囲でどのように提供したのかを公開すると。これは技術検討ワーキ

ンググループの報告において書かれていることで、大綱にはそこまで書かれていませんけれども、こういったことを踏まえて、基本法においてどのような検討がなされているのか、これも今検討中だと思いますけれども、それを踏まえて行政機関においてどのように考えるかを検討する必要があるかと思います。

次は本人への開示でございます。“個人特定性低減データ”について、行政機関個人情報保護法においては、個人情報の本人開示という規定が設けられてございます。これとの関係をどう考えるかでございますけれども、これも基本法の枠組みの中で本人開示がどのように扱われるかとの関係も考える必要がございます。“個人特定性低減データ”は、基本的に特定性が低く、再特定化も禁止されている、誰のものかも分からないという前提で提供されることを前提とすると、本人開示にはなじまないのではないかとありますが、仮に本人開示の仕組みを導入する場合には、本人開示は本人による訂正請求あるいは利用停止請求とセットで行政機関個人情報保護法では規定されておりますので、そういったものとの関係をしっかり整理する必要があるかと思います。

さらに、行政機関が今度は“個人特定性低減データ”の受領先となれるか、加工されたデータ、民間部門で提供されるデータも含めて、そういったものを受領できるか。その場合の規律であります。基本的には行政機関の所掌事務遂行の範囲であれば、受領を制限する理由はないのではないかと。

一方、再特定の禁止等、基本法に基づく規律は行政機関であっても係るだろう、また行政機関個人情報保護法に基づく個人情報に係る各種の規律にも係ることになるのではないかと、このような制限になるのかということでございます。

4ページでございます。“個人特定性低減データ”の低減の方法等について、一定要件をガイドライン等に定めるなどについてどう考えるのかでございます。

最初のポツは大綱に書いてある話でございますけれども、基本法の枠組みにおいては、民間においては低減の方法において、先ほど申し上げたマルチステークホルダープロセスの一環として、加工方法などもそこで自立的に定めるところでございますけれども、行政機関についてそれではどう考えるのかというのは、2つ目のポツでございます。低減化の方法、具体的要件等について、上と同様にマルチステークホルダープロセスで策定することは先ほど申し上げた理由もあり、一般的には困難ではないかと。所掌事務やデータの内容に応じて各行政機関の長が策定せざるを得ないのではないかと。ただ民間部門と共通すると考えられるものについては民間の検討状況を踏まえて整理し、検討することかということでございます。

いずれにしても、ここで述べた様々な規律のあり方については、民間部門での基本法の枠組みの検討状況も踏まえて、更に必要な検討を行うことが必要ではないかと。また規律のあり方として一定のものは共通のガイドラインによって示すなど、各行政機関の間での運用の枠組みに一定の共通性が確保されることは必要であろうし、その場合、状況の変化に柔軟に対応できるようなガイドライン等の方法で縛ることが適当ではなかろうかとい

うこととさせていただきます。

最後に、“個人特定性低減データ”を導入する場合の法制的な位置付けでございます。これは資料1の別紙3。併せて資料1の別紙3（参考）を用意させていただいております。

これは前回、情報公開法に位置付けるかあるいは個人情報保護法に位置付けるかという問題について提起されたということで整理をさせていただいたものでございます。

先に資料1の別紙3（参考）の法律の枠組みを整理した資料をご説明させていただきたいと思っております。

左側が行政機関個人情報保護法、独法等もほぼ同様な規定になっております。右側が行政機関情報公開法でございます。

左からまず説明いたしますと、行個法は、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とすると書いてございます。

また、定義でございますけれども、特定の個人を識別することができるもの、他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものも含むと書いてございます。

次のページに注釈的に書いてございますけれども、民間部門の個人情報保護法では「容易に」照合することができ、となっておりますけれども、行政機関においては「容易に」という言葉がなく、より厳格な規律となっております。

2ページ目の左の箱に沿って進んでいきますと、行政機関個人情報保護法ではこのような目的、定義の下に具体的な規律として、保有の限定、所掌事務遂行のために必要な場合に限る、あるいは利用目的の特定や本人への明示、更に利用目的以外の利用・提供の制限、禁止等を規定しているところでございます。今回の検討との関係ですと、利用の提供の制限とその解除に関する規定として8条1項2項が関連するだろうということで、ここは条文そのものを引用させていただいております。

8条1項は、行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならないと禁止をかけた上で、2項として、各号に掲げられるときは利用目的以外で利用・提供することができるとなっております。ただし、本人または第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないときということでございます。

1号は本人の同意があるときでございます。2号は行政機関がその内部で利用する場合、3号は他の行政機関や独法や地方公共団体において利用する場合で、相当な理由があれば利用・提供が可能となっている。4号は、第三者に提供する場合で、専ら統計の作成または学術研究の目的のため、あるいは本人の利益になるとき、その他提供することについて特別の理由のあるときという規定になってございます。

その上で、第9条の提供を受ける者についての措置要求で、利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるとなっており、4ページに、必要な制限を加えると

いう意味合いについて、取扱者の範囲の限定や再提供の制限又は消去・返却等利用後の取扱いについての指示などがあり得ると、立案のときの逐条解説で示されてございます。

右側は情報公開法でございます。目的規定として、文書の開示を請求する権利につき定めることにより、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、政府の有するその諸活動を国民に説明する責務を全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資すると書かれてございます。

具体的な条文として、まず第5条に、開示請求があったときは、不開示情報が記録されている場合を除き、開示しなければならないという義務として書かれております。5条1号以下が不開示情報でございます。不開示情報の1号として、個人情報でございますが、これは定義としては左側の行政機関個人情報保護法の定義と、死者に関するものも含むかというところなど、微妙なところを除いて定義は同じでございます。

2ページにいきますと、不開示の例外が規定されてございます。不開示の例外ですから開示になるわけでございます。5条1号の不開示の例外として規定されているのはここに書いてあるイ、ロ、ハでございます。

更に6条の部分開示でございますけれども、不開示情報のある部分を墨塗りをして開示することがあるということでございます。除いた部分に関して開示しなければならない。2項で、個人情報というのは、個人が識別されるデータは一連のものとして扱うという解釈でございますので、全部不開示になってしまうところ、ここでは3行目に書いてございますとおり、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が侵害されることがない場合には、当該部分は前項の規定を適用する。部分開示をしなければならないと規定されてございます。

4ページに、また別の規定といたしまして、公益上の理由による裁量的開示、公益上特に必要があると認めるときは、開示することができるという、裁量性のある規定がございます。

さらに24条は、情報の提供に関する施策の充実ということで、公表資料などをしっかりと充実しようと、これは努力義務として規定されています。

このような前提で、どのように考えるかでございますけれども、まず左側、行政機関個人情報保護法への位置付けでございます。やはり先ほどの8条2項の延長に位置付ける。法制的に同じ号の中で書くのか別号なり別条を立てるのかという技術的な問題があるかと思っておりますけれども、その延長として位置付けることを基本的に考えるところだろうということでございます。

一方で右側にいきますと、公開法の場合、先ほど部分開示の例外規定がいくつかございました。その部分開示の例外として、“個人特定性低減データ”を追加するということが、現行規定との関係で、①の前か②の前、更にもう1つ裁量的開示がございましたが、この中で読み込めるかということとそうではありませんけれども、これと同列に位置付けることは

論理的にあり得るだろうかという前提です。

次に、それぞれに位置付けたときの法目的等との関係、その含意するところはどういうことになるかということをございます。

行個法の関係でいきますと、目的は、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつと書かれてございます。この場合、商業利用まで視野に入れた利活用がここで読み得るのか。

現行の目的外提供の規定も、公益性の高いと考えられる学術、あるいは統計等々の場合や例外的に提供することがふさわしい特別な理由がある場合等に限定されている。

仮に、この規定の延長に位置付けるとしても、今の法目的で位置付けられるか。次のページにいきますと、営利企業の商業目的利用まで可能となり得るか、こういったことを前提に仮に目的規定を改正することは論理的にはあり得るわけをございますけれども、このような例外的な措置のために法目的という大きな改正を行うことまでするのが妥当なのか。

逆に具体的なニーズが把握されていないということ、そのような前提で世の中によく説明できる、それを支えるサポートがあるのかということございます。

1 ページの右側にいきますと、今度は情報公開法でございます。目的規定との関係でいくと、情報の一層の公開を図ることや、説明責任を全うするという基本的な方向は一致するだろうと思います。

また、目的は問わないということをございますので、今議論した商業利用かどうかは議論とはならない。

ところで2つ目ですけれども、行政文書の開示を請求する権利につき定めるということございます。行政文書の開示は行政文書そのもの、あるいはそのものを墨塗りをしたものについて、請求する権利につき定めることが基本になっているという関係をどう考えるのかございます。

次の箱にいきますと、“個人特定性低減データ”は加工を前提とするわけですけれども、今、行個法の中でも加工という概念はございません。ただし、加工を否定する特段の理由はないのではないか。

一方で情報公開法では、行政文書はここに書いてありますとおり、仕事で使っている文書そのものをいうという趣旨の規定があり、加工することは想定されていない。情報公開・個人情報保護審査会においても様々な事例が蓄積されていますけれども、答申の中で、あるがままの形の行政文書を開示することを求める権利であるとされている。ここの考え方が異なることとなる。

3 ページです。仮に加工という概念を導入することは論理的にはあり得るだろうということございますけれども、そうであるとすれば括弧書きにありますとおり、本来開示できない情報を開示するという方向でありますので、積極的に位置付けることは可能かということございます。ありのままという今の考えと加工とで変わってくる。

3 ページの次の箱です。提供を求める人、開示を請求する人との関係でございます。先ほどの「できる」規定か請求権かですけれども、今の行個法の目的外提供は「できる」規

定となっております。これまで説明した統計法に基づく匿名データも同じ規定であります。そして、「できる」規定とすることが今回の場合には自然であろうということでございますし、3つ目の丸として、一般的な低減手法が確立しておらず、可能性を絶対的に排除することは困難という事情を考えると、「できる」規定の方が“個人特定性低減データ”にはなじむのではないかと考えられますが、一方、「できる」規定では提供が進まないという懸念もあり得るだろうということです。

公開法では、部分開示の場合は「しなければならない」と規定されている。これとの整合性を取ると、“個人特定性低減データ”についても「しなければならない」という規定になります。一方で、“個人特定性低減データ”の性質を勘案したときに、請求権的位置付けとすることが適当だろうか。

仮に、請求権的に位置付ける場合、一方で個人の情報が勝手に出されてしまうということにもなりますので、要件の厳格化、秘匿性の程度の低い情報などにするなどの様々な配慮もいるのではないかと。

一方で、裁量的な開示もあり得るということでございますけれども、このようにすると「できる」規定で提供が進まないという懸念についてはどうかということでございます。

4ページの提供先における規律、様々な再特定禁止等の規律でございますが、行個法では、今の規定に基づき様々な措置を採り得ると思っておりますけれども、公開法では、公になることが前提になり、その規律のための規定を改めて設ける必要があるかと思っておりますけれども、情報公開法の趣旨との関係で、このような規定を置くことが突出することにならないかということでもあります。

5ページのその他でございますけれども、公開法で“個人特定性低減データ”を位置付ける、公開を進めることになるわけですがけれども、なぜ個人情報だけなのか。こういう問題についてどう考えるのか。さらに、公開法の基本目的として、説明責任の全うとありますが、一方で、公正で民主的な行政の推進という、民主的統制という理念との関係との関係をどう考えるのか、目的規定自体との関係がどうか、こういう問題があるかと整理をさせていただきました。

こういうことを踏まえて、資料1の最後のところ、資料1の4ページの別紙3を説明しましたが、どのような法的位置付けとすることが適当か。法目的との関係、他の規定との整合性の観点等からどう考えるかということです。

最後に、資料1の別紙4ですけれども、独立行政法人について特別なことを考える必要があるのかないのかでございます。最初の丸は、独法の性格といたしまして、公共的な性格を担うものについて、国自らが実施するものではないものを別の法人格を立てて実施させるということで、事業の性格からいうと公的な性格が強いであろう。また、法律に基づく所掌事務遂行のための個人情報の保有に限定されている。

ただし3つ目の丸ですけれども、権力性のある活動というのは当然行政機関に保有されているわけですので、分類でいきますと③④の個人情報の割合が多いのではないかと。

一方で4つ目の丸、独法と国の行政機関との違いでございますけれども、自主的、自律的な運営を可能とする枠組みとしているので、自己収入などを得ることが可能であるし、インセンティブも付与されている。

このような点を考えると、基本的には、国や行政機関の場合の規律と同じとしつつ、自己収入のインセンティブなどを考慮すると、対価の設定等について自由度を高めることを検討することはあり得るか、とまとめたものでございます。

長くなりましたけれども私の説明は以上です。

(藤原座長) ありがとうございます。資料1は、これまでの構成員の方々のご議論をできるだけ忠実に各論点に落とししていただいたということで、それに加えて事務局の問題意識、私の問題意識等も反映させていただいて、基本法や情報公開法との関係も視野に入れ、行個法あるいは独法の個人情報保護法の議論をしておこうという趣旨でまとめた論点整理でございます。

それではただいまのご説明を踏まえて論点の整理について議論を進めたいと思います。まず大谷構成員からご意見を資料で提出いただいておりますので、ご説明をお願いいたします。

(大谷構成員) 発言の機会をいただきましてありがとうございます。資料2として、前回は意見を提出させていただいたものの後ろについていた資料を、少し手直しいたしまして、再度提出させていただいております。

今までの原則ということで、先ほどの資料についてご説明いただいた論点に含まれるいくつかの見解については従来から変わっておりませんが、今回配布しました資料2は、左側に行個法、つまり行個法についてなんらかの変化を加えるような形で、制度、データの利活用を位置付けてはどうかということですが、そちらと大綱の関係する部分を並べまして、私自身の問題意識を右側に書きだす形でまとめさせていただいているものです。

目的のところは、大綱に掲げてあることと行個法との間に若干のギャップがあるけれども、そのギャップを埋める方法については、私自身もまだ整理がついていないところです。目的の変更が本当に必要なのかといったところがちょっと微妙な感じを受けております。

2点目が定義ですが、個人特定性低減データができたとして、それが個人情報であるのかどうかということです。仮に加工された後でも、依然として行個法上の個人情報に該当している、つまり技術的には特定の個人は識別される可能性は完全に排除することができないということでございますので、個人情報に該当する。そしてそういったデータを作ること、加工する行為そのものがやはり個人情報の利用目的の変更には該当すると思いますので、利用目的の変更の妥当性を、行個法の3条に照らして判断していくことが必要ではないかと思っております。

そして2ページにまいりまして、3条の箇所でございますけれども、元々行個法では、保有の目的で、法令の定める所掌事務の遂行のためにということで、できるだけ特定した目的を定めるということになっておりまして、それを利用目的といい、その利用目的の達

成に必要な範囲を超えては保有してはならないという保有制限がかかっている。そして3項でその変更について、元々の目的との相当の関連性、そしてその相当の関連性についても合理的に認められる範囲という制限がかかっておりますので、個人特定性低減データの利活用のための目的変更については、変更前の利用目的との相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲に該当するかどうかといったことについての新たな基準を設定しなければいけないのではないかと考えておりました、それは恐らくガイドラインのようなもので明記される必要があるのではないかと考えている次第です。

そしてその点については、やはり利用目的の変更という観点だけでは足りないものと思っております、利用目的と相当の関連性があるということは認められたとしても、その加工方法の適切さ、そして再度個人を特定することの禁止、再識別化の禁止と書いておりますが、そういった利活用の全体を含めて、ガイドラインに包括的に明示していく必要があるかと思えます。そして変更後の利用目的につきましては、先ほども事務局から丁寧にご説明があったと思えますけれども、公共の福祉の増進の目的など、利活用の目的というのは一定の範囲のものに限定していく必要が出てくるのではないかとという従来どおりの意見を述べさせていただいたのがこの3条の関係です。

8条の関係では、先ほど事務局から議論の論点として示していただいたところと完全に重複しておりますので、説明は割愛させていただきます。

11条との関係ですが、個人特定性低減データを作成する行為を行った場合は、現在個人情報ファイルといったものが作られておりますけれども、それぞれのファイルにどういった個人特定性低減データが作られているかなど、帳簿を作成して公表し、国民の批判等を仰ぐ、あるいは後のその適正な利活用、それから個人の権利利益の侵害が発生していないのかといったことについて、広く判断ができる検証の機会を提供するような記録を作成していくことが必要ですし、それを公表していく仕組みも今回設けていかなければいけないのではないかと思います。以上でございます。ありがとうございます。

(藤原座長) ありがとうございます。それではただいまのご説明等も踏まえまして、本日の論点についてご自由にご議論をお願いいたします。松村構成員からどうぞ。

(松村構成員) 議論の基本的な方向性に関わると思いますので、最初に発言させていただきます。

前回情報公開法での措置もあり得るのではないかとという簡単な提出資料を出しまして、それについて事務局でよく整理、分析していただきましてありがとうございました。

これでかなり明らかになったことが、例えば情報公開法でやる場合に、情報公開法の基本的なコンセプトが、あるがままの行政文書を開示する。それで開示するということはすなわち公にすると条文にも書いてございますように、公開するということを前提にしている。ただ一方では6条2項に、個人情報については分割開示という規定も既にあり、似通った部分もあるのではないかと。あるいは利用という観点を考えれば、義務規定という形で利用にはなじみやすい。

一方で、行個法でやる場合には、行個法はそもそも識別データについて保護する、利用を制限するという概念で出来上がっています。利用提供制限も当然、本来的には識別情報の利用提供制限の話です。したがって利用についても義務規定ではなくて当然「できる」規定という形で書いてあり、本来目的以外の利用というのは基本的には入っていないということだと思います。

ですから結局、ここで我々が今考えていることというのは、個人情報保護制度あるいは情報公開制度の間にあるようなことを考えておるので、どちらでやるにしても、齟齬と言いますか、なじみにくい部分があるということだろうと思います。

そういう意味で、情報公開法での措置もあり得るのではないかという提言をさせていただいたわけです。

もう1点、個々の議論に入る前に1つだけ申し上げたいのは、仮に行個法でやる場合に、どういう取扱いにするかということです。多分、従来の個人識別情報としての保護利用制限を骨格とする行個法の中においては、それと同列で扱うのではなくて、1つ個人特定性低減データという概念を、別個のものとして位置付けないと非常におかしくなるのではないかと思います。

定義についてIT本部でどういう議論をしているのか分かりませんが、多分従来の個人データから外れた議論ということがあちらでもあり得ると思うのです。従来の識別情報の、とにかく保護するのだ、利用を制限していくのだ、という概念とはかなり違った概念ですから、個人特定性低減データをその中に盛り込んで、国民から見ると個人情報全体について、非常に緩やかな利用提供ができるという誤解が生ずるのではないかと思います。従来の部分はあくまでも厳格に管理される、ただし原則として本人特定性がない、例外的に特定性が出る場合についてもそれをちゃんとカバーする、止めるだけの措置をちゃんと行いますよという別の概念があって、それに応じた形での利用提供あるいは必要な規制が行われるということに分けないと、国民に対して非常に間違ったメッセージを与えるのではないかと思います。

この点について、事務局から整理していただいた文書の中に、本人開示の問題等いろいろありましたけれども、いろいろな規制内容が、従来の個人情報とはかなり変わってくる可能性があると思うのです。そういうものを、個々の規制のところ個別に例外とするのではなくて、やはり別概念とする必要があるのではないかと。

したがって、そういうものを行個法の中に位置付けるというのは、違和感はどうしてもあるわけですが、情報公開法でやっても行個法でやっても、いずれにしても若干違和感が残るわけです。仮に行個法でやるとしても、そこは別体系で、低減性が基本的に原則ない部分というものは別のもので、それ相応の規制、利用、あるいは義務付けみたいなことをやっていく。そういう整理をしないと非常におかしいのかなということです。これは個々にどういう措置を行うかということで、最終的にどうするかということになるのかもしれないけれども。

少なくとも今の個人識別情報を前提に、こういった規制についてパラレルでずっと議論していくというのはどうなのかと思ひまして、最初に申し上げさせていただきました。

(藤原座長) ありがとうございます。佐藤構成員お願いいたします。

(佐藤構成員) 事務局からいただいた資料1に基づいて、意見を述べさせていただきます。資料の順番に、今日は方向性を決めていくことだと思ひていますので、順番に意見を言わせていただきます。

行政機関が個人特定性低減データを導入するべきかどうかに関して申し上げますと、医療データなどで公益性があるというのは、今回のヒアリングでも幾つか議論が出ておりましたので、入れても構わないと私自身は思ひています。ただ、個人特定性低減データの技術的などを議論させていただいた立場で言ひますと、提供先の個人特定性低減データの取扱いの監視性が非常に低い制度となっておりますので、当初はスモールスタートと申しましようか、ある程度範囲を限定してスタートした方が安全ではないかと思ひています。

なぜこういうことを申し上げているかと言ひますと、この個人特定性低減データに関して、我々が恐れたことは、利活用する方法として非常に安易な運用をしてしまひますと、不用意に個人が特定され、その個人の権利利益の侵害が起き得る制度となります。そうしますと結局、個人が情報を提供しなくなります。

民間の場合ではそれはビジネスに影響されますし、行政機関ではその行政活動に影響が出ますので、まずは安全なところからスタートするのがよいのではないかと思ひています。

2番目のところで商業的な目的を含めるか否かに関してですけれども、ここはなかなか難しいところで、事務局が出していただいたように3番目のC案にあった、折衷案が1つの落としどころだと思ひます。国民の理解を考えますと、当初からその商業目的というものを全面的に許す方向というのはなかなか難しいのではないかと思ひます。

(藤原座長) 議論の整理上、導入と目的について触れていただきましたので、その2つで区切っていただいて、次の議論のスタートでまた佐藤構成員から始めさせていただきます。

先ほど、そもそもの前提ということで、松村構成員からどちらに位置付けるかというお話がありました。個人特定性低減データの問題というのは、両法制の谷間のお話であり、どちらに引き付けるかというお話であつて、どちらにおいても齟齬が出てくるというお話ですけれども、その点は、松村構成員は行個法においてもそれ自体は変わらないということによろしいわけですね。

(松村構成員) 行個法でも十分ですが、そもそもの検討している目的をどういう形で達成していくかという場合に、行個法でやるのもあり得ると思ひますので、その場合には、従来の行個法の識別性データとしての保護利用規制とは違うという前提で、別枠の部分を作らないと当初の目的が達成できないのではないかということをお知らせさせていただきます。

(藤原座長) ありがとうございます。最後のところは松村構成員がそういう考え方であ

るといふことはよく分かりました。私は、目的外利用の例外的なものとして位置付けることも可能なものと考えているのですけれども、法制的な位置付けについてはまたあとでご議論いただきたいと思います。

そこで、個人特定性低減データの導入ですけれども、佐藤構成員から、初めてのものがありリスクが大きいとご指摘いただきました。それから、佐藤構成員のご議論で重要なのは、将来的に本当に活用しようと思ったら、最初に危ないと思わせてしまうと、かえって提供がなくなって、行政機関も困るし民間においても困るということでした。だからこそスモールスタートで始めてはどうかとおっしゃられたと思うのですけれども、その辺りは私もそのとおりにかなと思います。

これは前回も、宍戸構成員と佐藤構成員から、医療等の一定の分野で、非常に需要の高いところを念頭において、スモールスタートという言葉があったと思います。基本的にはその方向で意見がほぼ一致していると考えているのですけれども、その点はよろしいでしょうか。

(松村構成員) 私は若干考え方が違うのですけれども、確かに医療は、ニーズがある反面非常に取扱いが難しいので、かなり特殊分野だと思うのです。そういう部分だけを先にやるということが果たして可能なかどうか。本来的に言えば医療というのは国、地方、民間を通じた特別の法的措置があるのが筋だと思いますし、個人情報の流れの中でずっと議論があるけれども実現できていないという分野だと思うのです。それだけを念頭に措置化を考えていくのは、果たして実現できるものであろうかというのが正直な考えです。

(藤原座長) ありがとうございます。ただ、誤解を招いたのかもしれませんが、前回の議論によれば、正確には、スモールスタートでいけば、自ずと医療等が中心にならざるを得ないのだというご議論だったと思います。

また、国、独法、地方公共団体をオーバーライドできるように特別に考えるものだというご意見は大変よく分かりますし、それはそのとおりのことですけれども、それをやっているとこれまでの議論と全く変わらなくて、結局個別法を作りなさいという議論で、それができなかったのだからここでこういう議論をしているということもあるのではないかと考えているわけです。

ちょうど10年以上前に個人情報保護法を考えたときも、特定の分野が問題になってその法分野で法律が作られれば個人情報保護法のような包括的な法律が要するのかという議論があったときと状況が一部似ていると思います。それについてここでできる限りのチャレンジをしてみようという、そういう議論だと今のところは捉えています。

松村構成員のおっしゃるところは今後も議論をしなければならない点であると思いますけれども、それは最後に法制的な位置付けとか、あるいは地方公共団体との関係をどうするかとか、独法のところでもう1回議論は出てくるものだろうと考えております。

位置付けはともかく、個人特定性低減データを行個法に持ってくるというところでは一致していると思います。

そこでもう1つですけれども、利活用のメリットは何かということです。確かに行政機関に導入するのは、ある意味で慎重でなければならないというご議論はあろうかと思いません。特に、憲法のことを考えても権力を縛る公的部門に対する規律で、これまでパーソナルデータ検討会でどのくらい議論がされたのか知りませんが、情報の自己決定権、自己情報コントロール権という権利を背景にして、個人特定性低減データを考えることにどういう意味があるのかというのは、本当は詰めて議論しなければいけないことだと思います。

ただその場合、公的部門においてそれはより強く反映されるはずですが。憲法の私人間効力の問題を持ち出すつもりはありませんけれども、民一民の問題は何かを媒介して議論するということですが、公的部門は直接の規律が憲法から及ぶわけですから。そうであるとする慎重に法制を立てなさいいけないのですけれども、同時に、慎重に法制を立てて、例えば医療等のデータについて、これまで動かなかったことが動くとするれば、これはある意味で大変有意義なことでも大きなメリットもあるのだらうと思います。そういった点も踏まえて位置付けを考えていいのではないかと考えているわけです。

それから利用目的ですけれども、ここはほかの構成員の方々いかがでしょうか。佐藤構成員からは、スタートの時点では商業目的というのはやや躊躇がある。大谷構成員からの提出資料でもそういうご意見がありました。そこで、公益とは何かというのはなかなか難しい議論ですので、今日の事務局の資料では、Cのところでは折衷的なことも書いてある。この辺りはいかがでしょうか。

(宍戸構成員) この目的の件で、資料1の別紙1に、公益目的か、それから目的を限定せず商業利用まで認めることとすべきかという提起をいただいています。非常に純粋な公益目的、誰がどう見ても公益目的、例えば災害について公共機関が発信するものもあれば、純粋に純然たる営利企業のお金儲けのための活動という、いわばコアの公益目的とコアの商業利用というのは区別できると思うのですけれども、その間には非常に多くのグラデーションがあるのだらうと思うのです。

例えば民間企業が防災のための情報を発信する、それを例えばチャージを取って発信する場合、それは公益なのか非公益なのか。あるいはここで先ほどから問題になっている、製薬とか創薬という分野においても、突き詰めれば公益だという言い方ももちろんできますし、そのことは疑わないわけですが、一先ずは製薬企業の私的な営利活動であり、ある製薬企業には出すけれどもある企業には出さないということになれば競争上の問題も当然引き起こし得る。その点でも営利的な問題というのは当然露呈するのだらうと思うわけです。

私自身も、先ほど来座長も佐藤構成員もお話しになっているとおり、医療にだけ限定するという趣旨はもちろんですけれども、差し当たりスモールスタートだということ考えた場合に、ニーズがはっきりしていて、また規律を考える上での1つのパラダイムになるのは医療なのかなと思っていた観点からいたしますと、資料1別紙2で出していた

できましたC案、社会一般にも具体的利益が還元されるという期待が明らかに想定されるような場合は、広い意味での公益性があると考えて、このような公益目的での利活用を認めるという案は、今後より具体的に詰めていくにしても、落としどころとして、一般論、抽象論としてはこういう方向、こういう考え方でいってはいかがかと思います。

併せて言えば、資料1の2ページの右下に戻りますけれども、最終的には今のようなことを踏まえて、やはり個々の分野において行政機関の長が具体的なニーズ、それから権利利益の保護の観点から、バランスで判断していくということ自体、具体的な手続の部分の中で、いわば公益性を具体的に特定していくことに、実際はなるのではないかと思います。

仮にそうだといたしますと、大綱あるいは現在IT室でお考えになっているマルチステークホルダープロセスそのものかどうかということこれはちょっとずれるのかもしれませんが、どういうふうに行政機関の長が具体的なニーズ、権利利益の保護の必要性等を考えて、公益性と言うかどうかは別として、これは個人識別性低減データとして提供するにふさわしいと考えたかどうか。その考えるプロセスにおいて、考えた理由をはっきりさせる、と同時に、大谷構成員がおっしゃってきた、いわゆる広義のマルチステークホルダープロセスになるのかもしれませんが、例えば一般の消費者であるとか、技術のご専門の方とかの意見を、行政機関の長がしっかり聞く。一番良いのは然るべき諮問を行うというハードな手続もあると思いますが、然るべき手続を踏んでこの公益性についてしっかりした判断を行うという手続との見合いで、ここでいう公益目的というものを判断すべきであると、捉えるべきではないか。最初から抽象的に一律に決められるというものではないのではないかとというのが私の意見でございます。

(藤原座長) ありがとうございます。ただいまのご意見はC案等を抽象的レベルではベースにする。けれども、その場合は恐らく現行制度を前提とすると主務大臣判断にはなるのであろう。しかしながら、主務大臣判断になる場合に、実態が弱いときは手続でという行政法的な原則ですけれども、手続の面を充実する必要がある。手続の面についてはマルチステークホルダー方式というものがどういう定義のものかは横に置いておいて、何らかの手続的アプローチを取って、透明化なり公益性の中身を担保する必要があるというご意見であるということですね。

庄司構成員どうぞ。

(庄司構成員) 今ご指摘のあった点と近いのかなとは思いますが、資料1別紙3の個人情報の定義に関わる規定についてです。行個法では第2条第2項に書いてある。これは容易照合性ではなくて、照合できれば個人情報であるということからすると、まさに個人特定性低減データにも当てはまると思います。

つまり大谷構成員の提出資料にもあるように、個人特定性低減データとはここで書かれている個人情報に該当するのではないかと、そう読めるのではないかと考えます。

ただ少し矛盾するかもしれないのですが、実際にどういう利用をこれから図っていくかという議論では、資料1別紙1の③にある「民－民の関係と同等」の立場で保有している

ような、典型的には国立病院が持っているような情報の利用から始めようという議論を行っています。このときに、行政機関個人情報保護法が適用されるからと言って、国立病院が保有する個人情報に特別な扱いをすると、民間の病院に個人情報を預けた場合には商業利用もされていくけれども、国立病院だと厳しく守られるという違いが出てくるのではないかとこのことを少し疑問に思っています。

この問題をどう扱っていくかということについてですが、恐らく民間で医療機関の情報をどう扱っていくかということについてマルチステークホルダープロセスで議論が行われると思います。そのときに国立病院も参加して、議論をするほうがいいのではないかと。国立病院の情報をどうするかということについてマルチステークホルダープロセスの特別の процедуруを作るよりは、国立病院のものも民間病院のものも同じように使えるようにしていくという目標に向かって、民一民のマルチステークホルダープロセスに乗っかるという考え方があるのではないかなと思います。

(藤原座長) ありがとうございます。利用範囲が共通するところはプロセスも共通にしまったほうがいいのではないかとのご意見だと受け止めてよろしいでしょうか。

そのところはIT室でどういうことを考えておられるかということとも関係するのですけれども、要望としては、どこかの段階で、マルチステークホルダー方式とは何かということをごきちんとしていただいたほうがいいと思います。

この言葉を聞いていると、アメリカの消費者保護のところから持ってきたのか、それともこの言葉自体はリオ宣言以来環境法の分野等で、NGOも政府等も対等な立場でみんなで議論するのだという意味合いでも確か使われていたと記憶しております。さらに国交省等はパブリックインボルブメントということで同じようなことをやっておられます。先ほど宍戸構成員が諮問と言いましたけれども、諮問というと我が国の従来の八条機関などでやっていたものとどこが違うのだろうか。様々な議論が出ると思うのです。更に言えば第三者機関というものをご絡めようと考えておられるのかとかですね。

もし共通で何かするという議論になるのであれば、その前提のところをできたら固ゆで卵でなくて、柔らかい卵の部分でも結構ですので、どこかでこうなっているという話だと教えていただくと分かりやすいかなと思います。

大綱でのご議論は、私は参加していないので分かりませんが、皆さん同じマルチステークホルダーという頭でご議論されていたのか、同床異夢であったということもひょっとしてあるかもしれないので、そこは整理をしておいたほうがいいかなという感じを抱いております。

(松村構成員) スモールスタートするかどうかというのは若干異論があるのですが、仮にスモールスタートという形である程度考えるにしても、どういうスモールスタートがあり得るかということをご考えなければなりません。

医療情報については、公益性という観点ではスモールスタートで分かりやすいのですが、逆に言いますと、ここで説明がありましたように、識別性というのが原則取れな

いのだという議論。それから、医療情報というのは機微性が高いというかなり特殊な分野です。だからそういう部分について、確かに公益性という観点では納得が得られやすいのかもしれませんが、情報としてはかなり特殊な情報でスモールスタートを切るのかということが1つ気になります。

それからスモールスタートで考えられやすいのは、情報公開制度で国、地方で何が利用されているかということになりますと、ご承知のように、届出情報なのです。いろんな医療機関、飲食店の届出とか航空標識のランプの設置もそうですけれども、いろんな届出データが個別情報として情報公開制度では大いに利用されています。あるいは民と同じ立場でのサービスの利用、そういう情報の秘匿性等について低いものの、識別性をなくした形での利用について、そんなに反発が起きないような分野のスモールスタートというのもあり得ると思うのです。

だからスモールスタートを仮に切るにしても、どういう切り口のスモールスタートを考えるのか。利用目的という形でやるのか。ただそのときには医療情報というのはちょっと気になる。かなりほかと取扱いが違う情報分野ですから、ほかと合わせることはあんまりできないであろうと思います。その件をどうしたらいいかというのは分かりませんが、そういうことで意見を出させていただきました。

(藤原座長) ありがとうございます。今日全てを決めるというお話ではありませんし、今後2回3回と議論を深めていけばいいということですので、今の問題点、重要なお指摘だと思いますので、後にまた議論するというようにさせていただきたいと思います。

(大谷構成員) 今の松村構成員のご意見とも重なるのですが、事務局の用意していただいた資料1の別紙1で、個人情報の分類として①から④まで分けていただいて、そのうち今この中でスモールスタートというコンセンサスが取れていそうなものが③の辺り、民一民の関係と同等の立場で保有している情報ということなのですが、その部分は以前からの私の意見そのものではあるので、賛同しているところです。

しかしながら、今後この我々の議論が地方公共団体にも波及していくと、条例などにも参照されるということを考えていきますと、地方公共団体の持っている、例えば①に属する情報が行政側から何らかのサービス、例えば介護に関係する給付を受けようと、サービスの提供を受けるために自発的か、あるいは義務的に提供している情報などが含まれているわけなのですが、そういった情報がむしろ今ビッグデータのなある程度個人特定性を低減するような形で利活用され得る、重要なニーズがある分野ともされていることを考えていきますと、資料1の別紙1の右側に書いてある機微性が高いとか、適切な行政執行の確保の基礎としての重要性、必要性が高いという性質を有するという2つに該当しないものであれば、①のものでも何らかの利活用の道を開くということをメッセージとして打ち出していくことが、全体として、本当にニーズの高い分野での利活用を促すことにつながっていくのではないかと考えております。③だけというのではなく、②はないと思うのですが、①について右側に書かれている、困難とされる事由がないものは、やはり多少

の風穴を開けておかないと本当のニーズに応えられなくなるという懸念を抱いております。

したがって、資料1の別紙1の立てつけですが、非常に共感を持って見させていただいているところです。

(藤原座長) ありがとうございます。今、利活用の範囲の論点をご議論いただいたわけですけれども、何点か、この辺りで教えていただきたいことがあるので大谷構成員にお伺いします。

資料2の提出資料の3条3項の部分で、最初の利用目的と異なるのではないかと、変更等についてはチェックが必要だという点ですけれども、請求権として本人にもチェックができる機会があるという前提でお考えでしょうか。利用目的の変更について、利用目的の妥当性が問われるのではないかと書かれていますけれども、妥当性を問うのは誰でしょうか。

(大谷構成員) 新しい利用目的の妥当性を問うのはやはり本人だと思います。ただ、本人は自分のデータが低減されているかどうかは判断がつかないので、それは先ほどから皆さんが疑問とされているマルチステークホルダー方式かどうか、宍戸構成員が言われていたような何らかのプロセスを経て、目的の適切性について判断する仕組みが必要だと、そういう意味で書いたつもりでした。

(藤原座長) 個人個人が実際にはどうやって妥当性を問うのだろうかという点で、誰が問うかという疑問を持ちました。大谷構成員はマルチステークホルダーとおっしゃったのですけれども、目的自体を誰がチェックするかというのは1つの議論かなと思ったので伺った次第です。

そこで、ただいまの利用範囲のご意見ですけれども、①②は除外して、公権力に関わる機微性等が高い個人情報、あるいは行政の手の内情報は除外して、民一民に近い③④を対象とするというところで、これが基本であるということは大体お認めいただいていると思うのですけれども、その中で福祉関係の給付行政は、地方自治体を念頭に置いているものの、前者に分類されるけれどもメリットは高いのではないかというご意見でした。それについて何らかのメリットをいかす工夫があった方がいいのではないかというご意見だったと思います。

その場合、福祉の利用については、具体的に医療に比べると大綱のご議論の中でも余り出てなかったような気がするので、具体的にもう少し、どのような利活用の場面があるかということをお教えいただけたらと思います。

(大谷構成員) 恐らく大綱で十分に議論されていないのは、主に福祉の担い手が市町村等の地方公共団体であるということからしてやむを得なかったのではないかなと思っています。具体的な利活用のシーンのイメージとしては、病気が急性期を過ぎて治ったとしても、つまり退院という状態になっても、その後も一般の生活に戻るために何らかの福祉的なサポートが必要な方といった方たちがいますので、医療と福祉のデータを連携させて、公的なサービスでは受けられない、民間による福祉のサービスの提供の可能性、例えば福祉のサービス拠点などの立地状況の参考にすることのできるデータが取れる可能性が、患

者さんやサービスの事業者の方たちの居住地の情報などから得られるという可能性もあります。

また在宅ケアなど、地域がそれを支えていくためのサポートについて、民間企業のパワーを導入していくことができるとされていますし、なかなか市町村がかゆいところに手が届かないところを民間がサポートし得る分野として期待されているのかなと思います。ぼんやりした言い方で非常に恐縮ですけれども、そういう意味で、医療と非常に連続性の高い分野として想定し得るのではないかと思います。新薬の開発とかではないですけれども、人が生きていくために必要なサポートが、多分退院しただけでは終わらないという状況が世の中にはたくさんあるのではないかと考えているものですから、①で機微性の高い部分を除いてということ想定できるのではないかと申し上げました。

(藤原座長) ありがとうございます。医療、福祉、教育と出していただいたので、いろいろ少し考えていたところですよ。全く個人的な見解ですけれども、地方公共団体でやっている今のような事例は、半分以上はやはり個人を特定しないと本当のサービスにならない分野ではないか、だから個人特定性低減データとは余り関係がないのではないかと思います。ビッグデータ論は別ですが。

もう1つは先ほどの松村構成員のご議論にも係るのですけれども、ここはある意味で情報公開を当該地方公共団体が活用すれば、地方公共団体の中での施策としてはできる話で、この両法制、情報2法の話というより地方公共団体の施策の在り方の問題かなという気がしています。

全く個人的な考え方ですけれども、佐藤構成員の言われるような個人特定性低減データというような危ないものを、そういう分野で具体的な需要、あるいは他の制度で十分対応できるところにスタートから置いておく必要があるのかなというのをずっと感じていたので、今日はちょっと質問をさせていただいたわけです。

これも具体例が多分また出てくるでしょうから、そこも併せて詰めなければいけないなと考えているところです。

その場合、例えば今の太谷構成員のご議論を前提とすると、佐藤構成員に教えていただきたいところですが、低減性の程度とか、規律を厳格化するというところで、特定の分野のニーズについて、性質に応じて利活用できるという方法があるということになりますでしょうか。

(佐藤構成員) 低減の程度に関しては、低減の程度を緩めれば多分利活用はしやすくなりますけれども、当然リスクが上がっていくというものです。そこは利用目的なり情報の安全管理措置なんかに応じて判断されるべきことだと思っています。

したがって、太谷構成員から、個人情報保有の制限などのところに加工方法の適切性と記載がありましたけれども、私はこの加工方法の適切性の意味が正直言って理解できていないところです。それから、再識別の禁止などを含めた利活用の全体を検討する必要があり、これをガイドラインによって包括的に明示する必要があるのではないかとこの部

分ですけれども、ご期待されるような、包括的にガイドラインを作るということはなかなか難しいということは一言申し上げたいと思っております。

何を言いたいのかと言いますと、非常に怖いのは、1つのガイドラインで基準が作れるということを発信してしまうことが、この制度の大きな支障になるということです。ですから、そういう誤解を与えるようなことは、余り好ましくない、避けていただきたいと思っております。

(藤原座長) 後に議論があるのでしようけれども、個人情報問題には、ガイドライン事項にしてしまっていていい問題と、政省令事項、法令事項でなければならない問題と両方あると思うので、その辺りの吟味も今後多分必要だろうと思います。

分野について言えば、先ほどのお話で現行法をスタートとすると、医療かあるいは大谷構成員のご議論、あるいはもう少し広がるかはともかくとして、最終的には各行政機関の長判断の公益性ということで、具体的な利活用の分野というのは行政機関の長の判断によるということになるような気もするのですが、その辺りはいかがでしょうか。

(宍戸構成員) この辺りは、今の段階でどこまで議論すべきかという問題がどうしてもあると思います。最終的には第三者機関にもう1回判断をしてもらおうとか、第三者機関に行個法の権限を移すのか移さないのかもこれからありますが、少なくとも総務大臣に届けるとか、各行政機関の長が基本的に判断するにしても、各行政機関の長限りでないようなことをしないと危ないのではないのかなという印象を持ちましたので、今後の第三者委員会の作り方の問題との関連ですけれども、今のうち一言申し上げたいと思います。

(藤原座長) ありがとうございます。先ほど来、現行を前提としていると繰り返すのは今宍戸構成員がおっしゃった趣旨です。現行法を前提としても、何らかの届出とか、先ほどの大谷構成員提出資料にも、一覧表にしておくというご意見がありましたけれども、ああいうお話が必要であるということですね。

提供するときのプロセスはいかがですか。要するに請求権にするのか「できる」規定にするのかというお話ですけれども、この辺りはいかがですか。

(松村構成員) 従来から言及していますが、やはり現行の「できる」規定だとなかなか進まないし、行政機関としても動きにくいと思うのです。やらなくてもいいが、問題が起ったら追及されるという立場でしたらなかなかできないのではないかと。

考え方としては、例えば1案は努力義務規定、2案は義務規定で、ただし裁量の中に入れる。私は、義務規定にした上で裁量を入れる、例えば情報公開法の5条3号4号みたいな形です。そうすると、枠組みとしては義務に係るので何らかの対応が必要であるが、ただし行政機関の長の判断がかなり尊重される仕組みが、この諸情勢に一番合っているのかなと思います。ただ行個法の仕組みの中ではそぐわない。だから要すれば、これは別立ての仕組みにせざるを得ないというのが私の意見になります。

(藤原座長) 今の意見は、「行政機関の長は、提供することを相当と認める場合には提供しなければならない」と3号や4号的に書くというイメージでしょうか。

(松村構成員) 3号、4号の文言というのはあんまりぴったりこないと思うのですが、いずれにしても基本的には義務付けがある中で、行政機関の長に裁量権があるという形のもので、利用をある程度進めるといふことと同時に、ただ個々の情報の性質等によっては、あるいは利用目的等によっては制限できるということの折り合いがしやすい制度かなということでは。

(藤原座長) ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

(佐藤構成員) 松村構成員がおっしゃるように、ある程度行政機関に義務規定に近いものを入れていかないと、情報は出てこないのではないかとすることは本当にそのとおりでと思うのですが。

ただ、個人特定性低減データというのは、基本的には同意なしの第三者提供をするということから生まれた概念でございます。第三者提供というのは、ここで言う第三者提供は民間ですので、提供元の事業者とその受領先の企業というのはある種の商取引なり契約という形で行われておりますので、どの情報を買うかというのは受領先の判断ですし、どの情報売るかというのも提供元の判断になるかと思っておりますので、個人特定性低減データの考え方からすると、行政機関に裁量性があるべきと考えております。

それともう1つ、行政機関の個人情報の管理というのは民間企業よりも厳しくあるべきだと思います。その観点から申し上げますと、民間企業は提供元の裁量によって提供する情報を選ぶことができるのに、行政機関は何らかの義務に応じて情報を提供しなければいけないとしますと、行政機関の方がより積極的にという言い方がいいのか分かりませんが、本来厳格に個人情報を取り扱うべき行政機関の方が、むしろ民間よりも緩いという形に見えてしまいますので、やはり裁量性を取るべきで、義務的な形で導入するのは、私自身は反対であるという意見でございます。

(藤原座長) ほかにいかがでしょうか。

(宍戸構成員) 私も松村構成員のご趣旨は非常によく分かっているつもりですが、基本的には佐藤構成員のご指摘のとおりにならざるを得ないのではないかと思います。事務局の整理で言いますと、資料1の別紙3の3ページで整理されていることは、やや重いのではないかと印象を持っております。

突き詰めますと、「できる」規定では提供が進まないかどうかという問題は、最終的には政府として行政機関等の保有しているパーソナルデータについての推進を進めるかどうかという腹の据え方の問題ではないでしょうか。IT本部等において一定の政策決定をする等です。そういう問題である反面、法律で請求権という形で書いてしまいますと、これはもう開示しなければいけないと、どちらかというとな法的に行政機関の方向を一定に縛るということになりますので、裁量規定、判断の裁量性をいろいろ入れてもやはり、基本的には提供するという方向でいくべきだということになるのではないかと。

そうだとしますと、一面において、提供しなくてはならないのだという縛りにしていくのであれば、絶対に提供していい情報、要求があれば提供しなければいけないような情報

セットの形でないとデータは出せないということで、非常にがちがちに法律に書くことになる。しかしそれが書き切れるかという問題が当然に起きます。

他方で、それをしないで、権利の請求権に応えるかどうかということについての判断を、全部行政機関の長に委ねるということになりますと、それこそ行政機関個人情報保護法であれ情報公開法であれ、請求権規定になっている部分について同じような問題が逆に起きないかという問題もかえって指摘できそうな気がいたします。

本質的な問題は、請求権と言った場合に、請求する内容が法律レベルで具体的に特定されるのかどうかですけれども、佐藤構成員がこれまでご指摘のとおり、一元的なガイドラインを1つ作れば、低減化の方法が決まり、この問題について請求すれば、ガイドラインなり何かのやり方に従って、こういうものだという形での低減データのセットが当然できるというものではなくて、個人特定性低減データが欲しいですと事業者の方が言ったときに、多くの場合は実際にカスタマイズする、どういう目的であなたは利用したいのですか、あなたはどのような事業者ですか、あなたのところの安全管理措置はどうなっているんですか、ということ、大臣あるいは法人といろいろ話し合いをしながら、こういうやり方で特定性を低減した形でのセットなら出せますよという話になって、最終的に要りますか、出しますかという判断になるのだらうと思うのです。

そのようなかなりふわふわした、実際に手続の中で動かしてみないと分からない、請求の対象が確定しないものについて、それを請求権化するというのはやはり厳しいのではないかと、というのが私の印象でございます。

(藤原座長) ありがとうございます。多分松村構成員も迷っておられて、義務的の中に長の裁量を入れると言っておられるのは、佐藤構成員、宍戸構成員に近いところもあるのではないかと考えております。こここのところは、今後また議論をさせていただきますけれども、今のところやはり「できる」規定が前提ということによろしいでしょうか。

ただその場合の低減の手法、プロセスについて、先ほど事務局のご説明では所掌事務遂行のために保有している情報であるから、マルチステークホルダー方式というのがそもそもなじむのかどうかという問題提起、要するに行政責任を負っているのは行政機関であるという説明もありましたけれども、この辺りはいかがでしょうか。

(佐藤構成員) その議論は結局、第三者機関がマルチステークホルダープロセスを監督、指導するのか分かりませんが、どういう立場で関わってくるのかということに関わってくるので、今議論すべきなのか、第三者機関の位置付けなどが決まってから議論してもいいことかなと思っております。

(藤原座長) そもそもマルチステークホルダー方式というのは何かということをお教えいただかなければいけませんので、ただちにはなかなか難しいと思うのです。

松村構成員、行政責任という観点からはいかがですかね。

(松村構成員) 私は、まさに今座長がおっしゃるように、マルチステークホルダー方式というのが、行政業務として考えた場合どういうことになるのかということがよく分から

ないものですから、行政責任も何も、そのところをまずいつかの機会によく教えていただければと思っております。

それから1点だけ関連で質問ですけれども、民間部門の検討状況を踏まえてというのは、IT本部の検討状況という意味で書いてあるのでしょうか。

(藤原座長) そうです。先ほどの「できる」規定の話ですけれども、説明の仕方としては、現行の基本法の23条に第三者提供の規定があって、各種の照会等について提供するかどうかについて、国の方針は、必要性和合理性を自ら考えて出しなさいと、民間の共通ガイドラインでも言っているわけです。

恐らく大綱でその第三者提供を認めることになっても、各事業者は、今漏えい事故等を受けて個人情報保護に厳しい視線を国民が向けていますので、必要性和合理性はきちんと考えると思うのです。そういう中で、行政機関が義務的に出すのかという話は、先ほどの宍戸構成員の言われるようなバランス論を引き起こすのかなという感じもします。

ということで、プロセスは第三者機関の議論をどうも待たざるを得ない部分があるということでございましたけれども、下に書いてあるような法制的な位置付けはいかがでしょうか。責任という言葉が今出ましたけれども、責任ということ言えば、情報公開法は説明責任の法律です。あるがままの開示であって加工ではないと言われるわけです。さらに言えば、権力の行使のあり方をウォッチするという、ウォッチというのは民主的統制と書き換えられたわけですけれども、それを前提としてもどちらかということ、行個法かなという感じがするのです。この辺りは率直に松村構成員いかがでしょうか。今日冒頭で言っていた法制的な位置付けです。

(松村構成員) 私は先ほども申し上げましたけれども、行個法と情報公開法、両方あり得るという考え方に立っています。そのときの基本的な、今回のパーソナルデータの利活用のところがほかの構成員とかなり立場が違っているようですので、座長その他の構成員については、情報公開法制度的な、義務付けみたいなこともそうですけれども、かなり立場が違っているのです。そこはあまり議論しても仕方ないのかなという気がいたします。

(藤原座長) 立場が違うというより、情報の種類とか性質とか規模によっては、情報公開法、あるいは情報公開条例の利活用で済んでしまう問題もあるのかなと思っているのです。排他的なことではなくて、事業者や他の行政機関の方々が、新たな施策とかあるいは業を興すというときに、情報公開法で請求して十分なものもあるし、個人特定性低減データを考えざるを得ない場面もあるということで、それはうまく使っていけばいいのかなという気がしているのですけれども、それは今後のお話ということですか。

今行個法か、というお話も出たのですけれども、対照表を作っていただいています。行個法であるとして、端的に言ってしまえば、公益的目的での利用なのか。要するに例外的であるということで、8条の目的外利用の延長に位置付けるという議論をしてきたわけです。ここの議論はいかがでしょうか。行個法としてどこに位置付けるのかという一応の整理ですけれども、この辺りはいかがでしょうか。

(宍戸構成員) 例外としてパーソナルデータの利活用のために、個人特定性を低減させて開示させることができるという話なので、例外的にそういうことができるようになるという話です。

まず1点、恐らく議論の前提として確認しなければいけないのは、保有個人情報ファイルから作るというイメージですか。一般の散在情報からも作るイメージなのか。

(藤原座長) 前者であろうという議論のイメージで今まではやってきていると思います。

(宍戸構成員) そうであるとすると、まず第1に、従来保有個人情報ファイルの情報開示が、情報公開法で仮に請求があっても、これは個人情報のまとまりであるということで、黒塗りの使用も何もなく、当然対象外だとなることは恐らく常識とイメージされていたのではないかなと推測しています。保有個人情報ファイルを、個人の特定につながる部分を何らかの形で一定の程度まるめた形で出すというのが、個人特定性低減データの実質ではないかということが、第一の出発点です。

第2のポイントは、そのことを踏まえてですけれども、8条2項は個人情報ですから、その意味で別に条文を、もしかすると同じことを書くにしても、書き起こさないといけないのではないかということがテクニカルな問題です。

3点目は、松村構成員のご指摘に共感しているところが大きいのですけれども、新たに章を立てるかとか、定義規定の中に例えば2条6号という形で1つ新たな定義を作るかどうかは別として、つまり条文の中で括弧で定義を置くかどうかは別として、佐藤構成員が強調されているような個人特定性低減データの危険性、あるいは情報を受け取った先での義務を課すこととの関係で言いますと、現在の行個法9条に書いてある程度の、行政機関の長がこれこれの場合にこういう必要な措置を相手方に求める、講ずることを求めるものとする、という程度の縛りで、個人特定性低減データを出していいのかということが、ずっと気になっております。

もう少しきっちりとした義務を、個人特定性低減データの受領者に課することができる仕組みになっていなくてはいけないのではないかと思います。しかしそうだとすれば翻って、先ほど座長のおっしゃられた、これは法律事項か政令事項あるいはガイドライン事項かという話ですけれども、やはり法律である程度しっかり相手方の義務を課することができるような仕組みにしておかなければいけないのではないかと。

総じてまとめて申し上げますと、個人特定性低減データは基本的には個人情報ファイルから作るとイメージした上で、何らかの定義を2条に置くのか個々の条文の中に置くのか分からないですが置き、それに必要な受領先の義務付けも含めて、現在の8条2項4号に上乘せした形で条文を1項別に書き起こす必要があるのではないかと、というのが私の今の意見でございます。

(藤原座長) ありがとうございます。今の点につきましてほかにいかがでしょうか。

(松村構成員) 宍戸構成員がおっしゃられたことですがけれども、やはり基本法でどういう考え方でやるのか、従来の個人識別情報という体系の中で、例外的に部分部分を手当て

していくのか、別体系で2列走らせるのか、という議論とも平行になりますけれども、やはり今の条文は個人識別ありきの情報についてどう取り扱うかということを書いているわけですね。

こちらの概念は、ゼロにはできないけれども、個人識別性を原則なくすという、特定性を低減したような情報を別途設けておいてそれについてある程度利用というのは考えていきますよ、という概念ですから、例えばこの中にある本人開示請求、本人訂正請求とかは基本的にはなじまないです。ただオプトアウトまではやるかとかいう議論はあるかもしれませんが。基本的には本人の自己情報コントロールというところからある程度外していくという考え方ですから、やはり少しなじまない。ですからやはり別立てで、どこまで別立てにするかはありますが、その方が国民に対してのメッセージとしても分かりやすいのではないかと思います。

(藤原座長) ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

メッセージを出すという場合に、先ほど佐藤構成員が言われたように、何でも容易になるというメッセージは出さない方が私はいと思っています。したがって、目的外利用であるとか、あるいは目的外利用に係る第三者への措置制限の、当初は枝番程度でもいいのかなと思っていたのですが、今のようなご議論もあると思いますから、どこかにはきちんと位置付けるということは必要だろうと思います。

ただそれは目的外利用の延長線というか緩和であるということではよろしいですね。目的外利用の延長線に位置付けるということになると、元々の議論に戻りますが、行個法の目的規定を改正する必要があるかどうか。この辺りはいかがでしょうか。

(佐藤構成員) 目的規定のところの前に、法律的に位置付けるところで1つだけ意見を申し上げておきたいと思います。行政機関の場合は容易照合性の概念がないので、個人特定性低減データは個人情報になるという扱いになると思うのですが、心配なのは、個人情報保護法の場合に関しては容易照合性がありますので、個人特定性低減データをどう位置付けるのかというところが見えていないので、そこに応じて、行政機関の個人情報のときの書き方が変わってくるのかなと思っています。

それは前の話なので置いておきまして、目的に関しては、利活用という観点から言うと、目的外利用は進めたほうが良いと思います。一方で、一市民の立場から申し上げますと、行政機関に出す情報、例えばなんらかの収入であったり税金であったりいろんな収入というのは、行政機関同士でシェアされていない、捕捉されていないという国民の背景があるので出している部分というのもしもあらずのところがあります。ここで個人特定性低減データの取扱いになるのか、そこのところは何とも言えませんが、行政機関同士でシェアできるようなやり方に、それはもちろんすべきですが、安易に緩めてしまうことによって、個人からの情報の提供が進まなくなる可能性もありますので、バランスの取れた形で進めていただければと思います。

(藤原座長) あえて目的規定までいじらなくていいという考え方も十分あり得ると思

ます。佐藤構成員はそちらに近いのかなと伺いました。

佐藤構成員の安心感は、来年の10月1日から番号の通知もまいりますので、それはどうなるか、番号法という法律がありますので分かりませんが。

今の目的規定の改正の必要性はいかがでしょうか。

(宍戸構成員) そもそも行政法の分野で、行政法規についての目的規定の意義というのをどう考えられているかにもよると思います。

(藤原座長) そもそも目的規定にこだわり過ぎるなという大家のご意見もございます。

(宍戸構成員) 要するに、何かの問題を考える際に、目の前にある適用される法律の規定の文言があって、規定の文言で決着がつかないときはその当該規定の趣旨に立ち戻って、そしてそれでも解釈上区別がつかない場合は、その規定を含む体系というかそこから考えて、それでも決着がつかないときに、最後に法律の目的規定を見るだけのことではないでしょうか。

ですから、個人特定性低減データについて、行個法で定める際の法律の要件で、その両方の公益性とかをバランスして行政機関の長が判断するということが規定においてしっかり書いていけば恐らく十分であって、その規定が「特別な理由」とか余りにもふわっとしていると、もしかすると法律の目的規定に利活用とかを書かなくてはいけなくなるかもしれない。このような、議論の立て方になるのが自然ではないかなと私は思っております。

(藤原座長) 実は私も全く一緒でして、今おっしゃった仕組み解釈を取るとかのお話かと思えます。そもそも目的規定に我が国の法律はこだわり過ぎるというご意見もあるところで、新しいものをしっかり書けばいいのであって、目的規定にこだわり過ぎた議論をする必要はないというのはそのとおりで思っております。

時間が来てしまいましたので、今後の検討課題だけ、こういうものがあるのではないかとということで今日ご議論できなかったことを申し上げておきます。

大谷構成員の提出資料で、本人の同意を2回にわたって出していただいて、個人情報保護法制の中では重要な問題だと思います。今日も少し議論があったところですが、この点は、基本法はどうするかということも聞いてみないと議論できない、できないわけではないですけれども、ある程度整合性も出てくるわけですので、引き続きIT本部のご議論を伺いながら検討するというところでよろしいでしょうか。

同じく、前回松村構成員からセンシティブデータ、機微データの話が出ました。これも行政機関の場合、所掌事務上どうしても取得・保有が必要な場合がある、これは地方公共団体もそうですが、犯歴情報であっても選挙事務等で必ず必要な場合があります。ですから、同等に考えることができるかどうかという議論もあると思いますので、これも基本法の検討状況を教えていただきながら引き続き検討するというところでよろしいでしょうか。

やや時間が過ぎてしまったのですが、今日は、讃岐審議官からご説明いただいた資料1で思いつく論点について議論していただいたわけです。これで、初回の会合以降、ヒアリング3回、論点整理2回行いまして、10月を目途としての中間的な整理をしなければい

けないという時期に差し掛かっているところでございます。

案について、これまでのご議論、今日のご議論を含めて、事務局と私で相談しつつ試案の形で作ってみたいと思うのですけれどもよろしいでしょうか。

では、次の会合ではその試案をお示しして議論をしたいと考えております。

最後に、研究会の今後の検討予定について事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) 次回、第7回は10月28日火曜日の午前10時から12時までを予定しております。よろしくお願いいたします。

(藤原座長) それではこれにて「第6回行政機関等が保有するパーソナルデータに関する研究会」は閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

以上